

＜説明資料＞

工事関係書類の削減・簡素化等について

【第2版】 令和6年4月1日以降、公告する工事から適用

受発注者の協議により、発行日以前の発注工事について本書の適用を妨げない
(令和7年3月末まで旧様式による提出も可とする)

編集・発行：島根県土木部技術管理課

この資料は島根県HP(技術管理課)に掲載されています